

平成28年7月14日

第1回埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

平成25年11月に公示された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が平成26年1月27日から施行され、同年1月30日に公示された「特定地域の指定基準等について」に基づき、平成28年3月16日開催の第3回「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会」において特定地域の指定に合意したことから、平成28年7月1日付け国土交通省告示第864号において、平成28年7月1日より「特定地域」の指定を受けました。

つきましては、第1回「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会」を下記の通り開催いたしますので、お知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として参画希望の方は、開催日の30日前（8月3日・水曜）までに問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日 時 平成28年9月2日（金） 10：30～
2. 場 所 埼玉県県民健康センター 1F 大会議室A
さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
3. 予定している議題 (1) 設置要綱の改正について
(2) 今後の特定地域協議会の進め方について
(3) その他

【問い合わせ先】

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会事務局

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 高原、藤田、上城

電 話 048-863-6431 FAX 048-863-7833